

令和4年第1回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和4年3月10日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 行政執行方針（町長・教育長）
- 第 3 議案第16号 令和4年度新冠町一般会計予算
- 第 4 議案第17号 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第18号 令和4年度新冠町下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第19号 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 第 7 議案第20号 令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第21号 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算
- 第 9 議案第22号 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 第10 会議案第1号 特別委員会の設置について

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 山本政嗣君 |
| 教育長 | 奥村尚久君 |
| 総務課長 | 佐藤正秀君 |
| 企画課長 | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長 | 坂東桂治君 |

保健福祉課長	鷹 背 寧 君
税務課長	原 田 和 人 君
産業課長	島 田 和 義 君
建設水道課長	関 口 英 一 君
農業委員会事務局長	山 谷 貴 君
会計管理者	坂 本 隆 二 君
診療所事務長	杉 山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	竹 内 修 君
町有牧野所長	工 藤 匡 君
管理課長	湊 昌 行 君
社会教育課長	新 宮 信 幸 君
総務課総括主幹	小 林 和 彦 君
企画課総括主幹	楫 川 聡 明 君
企画課総括主幹	下 川 広 司 君
町民生活課総括主幹	谷 藤 聡 君
保健福祉課総括主幹	八 木 真 樹 君
産業課総括主幹	三 宅 範 正 君
建設水道課総括主幹	寺 西 訓 君
建設水道課総括主幹	磯 野 貴 弘 君
管理課総括主幹	小久保 卓 君
管理課総括主幹	坂 元 一 馬 君
社会教育課総括主幹	佐々木 京 君
社会教育課総括主幹	曾 我 和 久 君
代表監査委員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議会事務局長	田 村 一 晃 君
議会事務局総括主幹	伊 藤 美 幸 君

(午前10時00分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和4年第1回新冠町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。
議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、武田修一議員、2番、中川信幸議員を指名いたします。

◎日程第2 行政執行方針

○議長（荒木正光君） 日程第2、行政執行方針を行います。
初めに、町長より行政執行方針を述べたい旨の申し出がありますので、これを許します。
鳴海町長。
○町長（鳴海修司君） 令和4年第1回新冠町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に関する基本方針と施策の概要を申し上げ、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと存じます。

私は、昨年4月の任期満了に伴う改選におきまして、2期目の町政運営をお預かりすることとなりました。引き続き、町民の皆さまからの負託をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、人口減少や少子高齢化の進行に加え、未だ人々の暮らしや経済活動に大きな影響を及ぼし続けている新型コロナウイルス感染症への対応など、急激な社会情勢や環境の変化に適応した町政運営が求められる中であって、町政の舵取りを担う重責を改めて実感しているところであります。これからも、当町に暮らす皆様が、住み続けたいと感じていただけるまちづくりのため、私をはじめ全職員が一丸となり取り組んでまいりたいと考えております。

「第6次新冠町総合計画」における、まちづくりの将来像である「思いやりと笑顔あふれる“レ・コードなまち”にいかっふ」の実現を目指し、私の町政運営の基本姿勢である「町民の声が生かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」を常に念頭に置きながら、町政運営に取り組んでまいりたいと存じます。なお、各分野毎の具体的な施策については「主要施策の推進」の中で述べさせていただきます。

次に、令和4年度の予算編成について申し上げます。令和4年度の予算編成にあたりましては、厳しい財政状況を十分に踏まえ、持続可能な町政運営を行っていくため、限られ

た財源を重点的かつ効果的に配分することを基本として取り組み、投資的事業においては緊急度や優先度の高い事業から実施するよう予算計上を行っております。歳入予算案の概要ですが、自主財源であります町税につきましては法人税、固定資産税及び入湯税については減収を見込んでおりますが、他の税目におきましては増収を見込み、町税全体では前年度当初予算対比 1.7%の増収を見込んでおります。また、最も大きな割合を占める地方交付税のうち、普通交付税については国が示した令和4年度の地方財政計画や近年の交付実績を考慮し、前年度当初予算対比0.3%増の25億2,846万5,000円を見込んでおります。歳出予算案の概要ですが、本年度は骨格予算であった前年度当初予算と対比し、6.0%の増となっております。町民の方が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、子ども子育ての施策や防災対策整備事業について予算計上し、産業振興や福祉施策についての各種事業についても引き続き予算計上しております。また、未だ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策に係る経費について予算計上しております。令和4年度の一般会計予算案の総額は53億4,600万円を見込みました。また、6つの特別会計の予算総額は21億8,744万6,000円となり、一般会計を含めた令和4年度当初予算案の総額は、前年度対比3.8%増の75億3,344万6,000円を見込んでおります。

次に、主な施策の推進について概要を申し上げます。1つ目は、健康で安心して暮らせるまちづくりについてです。はじめに、地域福祉の充実についてです。「誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぷ」を新冠町地域福祉計画の基本理念としており、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけではなく、地域に住む各々が支え手であり、受け手であり、地域住民みんなが支え合って共に生きる地域共生社会を構築していくことが必要とされております。そのため、保健・福祉・介護・医療等さまざまな分野や新冠町社会福祉協議会と連携し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスの提供を通じて町民同士が互いに支え合う地域福祉活動を推進してまいります。急速に進行する少子・高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することはまちの発展にとって大切な要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いてもらうため「結婚記念品」として、新冠温泉の入浴券とペア・フルコースお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会として好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとしてこれからも継続してまいります。

次に、児童福祉の充実につきましては、地域の子育て支援の拡充や質の向上を高めるため、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、当町においても「新冠町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定いたしました。この計画は、法改正やさまざまな子育てを取り巻く社会情勢の変化にあわせた教育・保育等、子育て世代のニーズに応える内容となっており、今後においてもこの計画に沿って安心して子育てできるまちづくりを目指してまいります。また、児童虐待の発生予防や発生時の迅速な対応を図るため、平成28年

児童福祉法の改正において「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められており、本町における児童福祉の課題等を踏まえ、設置に向けて検討してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活を送るための介護予防及び健康寿命の延伸につながる各種事業を展開し、心身ともに健康で充実した高齢期を過ごせるよう、地域包括支援センターが中心となり、引き続き環境整備を行ってまいります。心身機能の維持・向上に資する各種プログラムを提供する「お喜楽おたっしゅ塾」や「いきいき 100 歳体操」、「脳の元気アップ教室」、認知症への理解や家族の情報共有の場である「認知症カフェ」など、コロナ禍において集団での活動が制限される事態も発生する中、ICT機器も取り入れながら各種事業の実施や情報発信を行い、さらなる普及と充実を目指してまいります。また、要介護者等を除く 65 歳以上の全ての高齢者を対象とした介護予防把握事業を継続し、介護予備軍や閉じこもり該当者を各種介護事業等へつなげ、身体的・社会的フレイルの防止に努めてまいります。医療と介護の連携では、個人の病歴や介護情報を医療機関や薬局、介護事業者、家族と情報共有するためのマイカルテの作成配布や、広報紙ワ・ワ・ワの定期発行を継続し、介護予防の普及啓発に努めてまいります。

次に、町民の皆さんの健康の維持増進についてです。令和 2 年度を初年度とする新冠町健康増進・食育推進計画の展開でございますが、当計画においては具体的な活動を「健康増進」と「食育推進」に分け、生涯にわたる健康づくりができるだけイメージしやすく、多くの方が興味を持ってかかわれるように、人間の一生を 7 つのライフステージに分けて、ステージごとに行動目標と町民への提案を示しております。生活習慣病改善事業として実施する「からだリセット講座」の普及啓発、食育推進につきましては学童期の「スポーツ少年団への食育教室」などの取り組みを推進してまいります。特定健診及び各種がん検診事業につきましては、平成 30 年度から検診負担の無料化を実施し、特定健診の受診対象者を 40 歳から 30 歳に引き下げる若年健診を実施するなど、事業の改善や充実を図り、早期発見・早期介入に努めているところですが、今年度におきましては新冠国保診療所での 30 歳代の若年健診の受け入れを行い、受診者の増加を図りたいと存じます。妊娠・出産に係る支援につきましては、これまで町民が安心して出産、育児に臨めるよう妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問事業等の訪問事業に力を入れてまいりますとともに、今年度より新ひだか町立静内病院婦人科外来での授乳相談、乳房ケア助成事業を開始いたします。

次に、障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法に基づく介護・訓練等の障害福祉サービスや移動支援並びに日中一時支援や日常生活用具給付等の各種地域生活支援事業をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営します「サポートセンターえましあ」内における「相談室かける」での障がい者の日常生活及び就業に係る相談支援や「地域活動支援センター」における日中活動支援を通じ、ノーマライゼーションの考えのもと、障がい者の地域生活と自立を支援してまいります。また、心身の発達に心配や遅れ、つまずき等の

ある子どもとその家族を支援する「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」の活動につきましては、職員の専門性の向上に努め、道や関係機関からの支援も受けながら多様な事例に対応してゆく体制を維持してまいります。

次に、国民健康保険につきましては、平成 30 年度から北海道が主体となり財政運営を行っており、医療費を北海道全体で賄う仕組みに変わったところです。これに伴い、道と共に運営を担う市町村においては、これまでどおり保険給付や保険税の賦課徴収、保健事業を実施するとともに、医療費適正化事業や特定健診事業に積極的に取り組むことが求められております。特定健診につきましてはレセプトデータを分析し、未受診者の把握や糖尿病性腎症重症化予防対象者のピックアップをもとに、受診勧奨を行う受診率向上対策事業を実施し、国保診療所を始めとした医療機関と連携を図りながら受診率向上に努め、生活習慣病の早期発見や特定保健指導による生活習慣の改善を図る取り組みを進めてまいります。

次に、医療の充実につきましては、国保診療所が一人でも多くの町民の皆さんの「かかりつけ医療機関」として、ご利用していただけるよう職員一同が引き続き努力を続けるとともに、安心安全を大切にする町づくりの一環として、その必要性が強く認められるよう「存在意義のある医療機関」を今後も目指しながら、診療所運営を進めてまいります。また、町内唯一の一次医療圏における医療機関として、町民のニーズにあった専門外来の充実強化や出張応援医師の協力を得ながら、救急外来患者 24 時間年中無休受入れ体制を維持継続しながらも、町の財政状況を考慮し、診療所運営に係る一般会計繰入金の抑制努力を続けてまいります。一方、収束の目途が立たない新型コロナウイルス感染症関連業務の対応が日々増加していることもあり、診療所施設の移転改築準備の時間的制約が続いておりますが、施設築年数の増加に伴い老朽化は着実に進んでおり、今後を見据えて本年は移転改築問題の議論を加速化させなければならない時期を迎えておりますので、町民の皆さんと本格的な協議・検討ができるよう諸準備を進めてまいりたいと考えております。皆さんから信頼される地域に根づいた医療機関として国保診療所の体制づくりにこれからも鋭意努力を続け、町民の健康の保持と医療の安全・安心を確保してまいります。

次に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてです。平成 31 年 4 月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、いわゆる「アイヌ新法」が制定され、今を生きるアイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、アイヌ文化を次世代へ継承して行くとともに、多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化を発信し、アイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会を築くことを目的に「アイヌ政策推進交付金」が創設され、アイヌ文化の継承と伝承活動のためのさまざまな事業展開が可能となっていることから、新冠アイヌ協会と協議を重ねながら施策の推進を図ってまいります。

2 つ目は、潤いある環境を創出するまちづくりについてです。はじめに地球温暖化対策についてです。二酸化炭素排出削減による地球温暖化の抑制に貢献する取り組みについて

は、町有施設や街路灯等のLED化を計画的に進めてきたことで消費電力量の削減が行われ、一定の効果を上げることができました。今後は、改めて公共施設におけるLED化の状況を確認し、細部の取り組みを進めることでさらなる推進に努めて行くこととします。また、脱炭素を目的とするゼロカーボンの取り組みは、二酸化炭素排出削減だけでなく、二酸化炭素の吸収と再生エネルギー生産の推進です。取り組みの手法は多岐にわたり、その選択は置かれた環境に応じて慎重な判断を要します。まずは、脱炭素に係る計画の策定準備と調査を継続して進め、当町が進めるべき脱炭素の方向性について検討を行っていく所存です。次に、環境衛生の向上についてであります。ごみ処理・リサイクルの推進について平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んでまいりました。今後においても、ごみの減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底とリサイクル活動の一層の推進に努めてまいります。また、日高中部環境センターが運転を始めてから19年が経過しており、日高中部衛生施設組合の構成町である新ひだか町とともに、今後における施設の整備方針等の検討及び長寿命化総合計画策定業務に着手してまいります。平成13年度から実施している新冠町合併処理浄化槽設置整備事業を本年度も定住・移住促進制度の対象分も含め継続し、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため合併処理浄化槽の設置に対する助成を行なってまいります。また、近年増加している空き家について、老朽化により周囲に影響がある場合など一定の基準により、所有者に対して除却費用の一部を助成する「危険空き家等除却補助事業」を実施し、生活環境の保全と跡地の有効活用を促進してまいります。火葬場・墓地につきましては、これまでも適切な維持管理を行ってきたところであり、今後においても穏やかにお参りができる環境を整えてまいります。また、合葬墓の整備については、令和3年12月に実施しました町民向けアンケート調査結果において、整備を希望する町民が概ね6割に至ったことから、設置に向けて検討を進めてまいります。

3つ目は、快適で暮らしやすいまちづくりについてです。はじめに、公営住宅の整備についてです。「新冠町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度から国の交付金事業を活用した「ひがつら団地外部改修工事」に着手してまいりますほか、各団地につきましては維持的な修繕工事を施しながら快適な居住環境をめざしてまいります。また、一般住宅における耐震改修や省エネ・バリアフリーなどの改修工事に対する補助事業については、国の交付金事業を活用し「新冠町住宅リフォーム助成金交付事業」として本年度も継続してまいります。次に、水道事業につきましては、道営事業の活用により太陽及び美宇の一部を対象に配水管の更新を目的とした、太陽地区道営水利施設等保全高度化事業が継続されることとなっております。一方、下水道事業につきましては、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、国の交付金事業を活用しマンホールポンプ所などの機械、電気設備の更新工事を中心に継続してまいります。また、国が人口3万人以下の市町村に対して求めている上下水道事業の公営企業会計への移行に関しましては、令和6年度から公営企業会計を開始できるように「特別会計」から「公営企業会計」への移行準備業務を令和4年・

5年度で実施することといたしております。

次に、河川・明渠事業につきましては、堆積土の除去や立木伐採等により河川、排水路断面を確保するとともに、護岸等破損箇所の補修工事を適宜行い河川、明渠施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。また、道路事業につきましては、道営事業により本年度完了地区である芽呂地区の道路整備事業が継続して行われるほか、国の交付金事業を活用し新冠市街地線1号支線の舗装工事を継続してまいります。さらに、橋梁の長寿命化工事に関しては、策定した年次計画に基づき国の交付金事業を活用し、修繕工事を中心に継続してまいることとしております。本年度も引き続き町道及び関連施設の適切な維持管理に努め、交通安全対策、道路機能の向上、生活基盤の安定を図り道路施設の予防保全、減災対策などに努めてまいります。次に、情報通信基盤整備につきましては、町はこれまで情報通信による高度情報化社会における地域格差の解消に向けた取組みを進め、令和2年度において光回線の町内全域敷設を終えています。敷設後の光回線接続世帯は随時広がり続け、今後も普及の歩みは続くものと考えています。一昨年から国内を襲った新型コロナウイルス感染症まん延時における情報通信技術の多面的活用の際には、光回線敷設の事業効果を一早く発揮することができたものと実感しており、今後も用途は町民生活の中で広がって行くものと考えています。また、今後においても情報通信基盤は、生活環境整備における重要な要素と位置付け環境保全に努めて行く所存です。

次に、地域公共交通の確保につきましては、JR日高線が廃止となり全面バス転換となって1年が経とうとしています。人口減少・少子高齢化社会にあつて公共交通を取り巻く環境は、利用者数の減少と高齢者を中心とした交通弱者の利便の確保という困難を伴う課題が山積しています。また、社会問題に加え感染症に対する意識が公共交通の利用を遠ざけている状況にあります。そのような中、管内各町は関係機関と協議会を構成し、公共交通の利便性向上と利用者の増加、そしてサービスの持続化を目指して議論を重ねています。今後は、変えることのできない社会情勢と向き合い、持続可能性への挑戦とも言える協議と取組みが行われていくことと考えていますが、当町としてもできることには積極的に取り組んでいく所存です。また、町内に目を向けますと公共交通は、町民生活の中では今も大切な交通手段であることには変わりありません。誰もが公共交通を利用して、誰もが安心して出かけられる交通体系を確保することがまちづくりにおいて重要なことと考え、「地域の足」として定着している西新冠地区における自宅送迎型デマンドバス、並びに「生活の足」として利用されているコミュニティバスメロディー号の運行については、今後においても利便性の向上と安全性の確保に努めてまいります。

4つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりについてです。はじめに防災対策についてです。近年、全国各地で発生する自然災害は発生の高頻度が高くなっていると同時に、被害が甚大化していることから常に災害対策、防災と減災を念頭に置きながら予期せぬ災害に備え、自助及び地域による共助の意識醸成・向上に努め、町民の皆さんと共に「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。また、津波に関する情報や避難に関する情報を町

民の皆さまへ周知し、災害時の人的被害を防ぐことを目的として「日本海溝・千島海溝沿い地震」の最大津波を想定したハザードマップを作成し全戸配布を予定しております。

このほか防災備品の更新、補充や既存の設備の維持管理を行うとともに、津波や大雨、土砂災害などの自然災害に対し、速やかに対応できるよう危機管理体制の強化に努めてまいりますほか、新冠市街地の海岸擁壁の嵩上げや新冠川左岸を始めとする安全対策については、引き続き北海道に対し協議要請してまいります。

次に、交通安全・防犯対策についてであります。交通事故の防止には、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要があります。そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要とされるところであり、今年度も新冠町交通安全推進委員会との連携を強化し、交通安全指導員への活動支援及び啓発活動や道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めてまいります。また、平成31年4月からは「高齢運転者免許返納手数料等補助事業」をスタートさせ、高齢者に対し運転免許証の自主返納を促し、交通事故防止に努めているところであり、今後においても町民生活の安全・安心の確保に向け、新冠町交通安全推進委員会及び新冠町防犯協会と連携を図り、安全・安心で住みよいまちづくりを目指してまいります。

5つ目は、力強く安定した産業づくりについてです。はじめに、農業の振興についてです。新冠町の基幹産業であります「農業」の生産基盤の確立、安定した農業経営と持続的な発展を目指し、第7次新冠町農業振興計画を令和4年3月に策定いたしました。本計画に定める基本方針のもと各生産分野における諸課題の解決に向け、農業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただきながら各種施策に取り組んでまいります。新規就農対策では、農業支援員として令和2年度から研修を続けられてきた3組のご家族が研修最終年を迎え、2組がそ菜園芸農家、1組が酪農家として年度内の独立就農を目指し準備が進められます。それぞれが農業振興の担い手として、またコミュニティ活動を支える人材として、地域に根差した就農ができるよう支援をしてまいります。また、ホームページによる情報発信などを通じ農業支援員を募集しておりましたが、令和4年度から新たに1組のご家族が当町に移住し、農業支援員としての研修をスタートさせます。受け入れ先となる農家や指導機関との連携を図り、充実した研修機会の提供に努めますとともに、引き続き就農希望者の確保に取り組んでまいります。後継者対策では「農業後継者親元就農奨励金」や「農業機械免許・資格取得費用に対する助成制度」のPRに努め、一人でも多くの後継者に親元就農をしていただき、経営継承につながるよう支援をしてまいります。水稲・畑作部門におきましては、水田営農と畑作を中心とした国の経営所得安定対策事業を利用し、安定的な農産物の生産と農業所得の向上に努めます。また、施設園芸作物では農作物の効率的な生育管理と省力化が図られる自動換気設備の設置を推進し、生産面積の維持・拡大に向けて取り組んでまいります。

軽種馬振興については、歩様動画をメインとする売り馬情報システムの運用やコンサイナー費用に対する支援を継続し、新冠産馬の販売向上につなげてまいります。また、ホッ

カイドウ競馬を含む地方競馬の売上向上対策として協賛レースの実施を通じ、競馬事業の振興に努めてまいります。酪農振興については、良質な生乳の生産やゆとり・豊かさを持った酪農経営のために、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続してまいります。また、町有牧野での預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図るとともに、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めているところでございます。現在、町有牧野は北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく「発生農場」に指定されておりますが、放牧地は全て汚染区域外の農地を利用し、管理には預託事業専用の車両を用いるほか、専用長靴の使用、消毒の徹底など引き続き感染対策を講じながら事業を実施してまいります。加えて、本年より新たにドローンを導入し、電気牧柵の点検や牛追い、草地管理を行い、先進的なスマート酪農の実証実験を進めるとともに、預託牛管理を適切に行うことにより、信頼される牧野事業の推進を図ってまいります。肉用牛振興につきましては、和牛繁殖基盤の改良と酪農家の産子売却益向上の双方に寄与している町有牛を活用した受精卵提供事業について、本年度も安定的な供給に努めるとともに、肥育管理に関する技術の研鑽に努め、高水準で良質な黒毛和種の生産に心がけてまいります。また、和牛センターにおける育種価判明事業につきましては、ヨーネ病に対する清浄化対策の一環として町有牛の肥育管理を優先させるため、十分な受入体制を取ることはできませんが、引き続き施設の稼働状況に応じながら柔軟に対応してまいります。なお、本事業を運用するにあたりましては、販売用に増体された子牛を肥育用に飼育し直すことでの肉質への影響等が懸念されたため、それを補うための補助制度を設けておりますが、事業開始から10年が経過し、これまでに出荷をした267頭のうち4等級以上のいわゆる上物の出荷率は97.38%と高品質で推移している実績を踏まえ、補助制度を縮小し4月以降の新規受け入れ分から補助金の対象外として取り扱うことといたします。家畜防疫については、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など、飼養衛生管理の啓発に努めてまいります。毎年度、エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により、多大な被害を受けております農作物被害については、駆除対策や電気柵など被害防止対策の効果もあり、平成22年度のピーク時から大幅に減少はいたしましたが、近年は増加傾向にございますので本年度につきましても、日高西部鳥獣被害防止対策協議会や北海道猟友会日高中部支部新冠分会の協力をいただきながら駆除対策に取り組んでまいります。

次に、林業の振興についてです。安全な国土の形成や水源の涵養、地球温暖化の防止、快適な生活環境の創出など、森林が持つ多面的な効果については、国民一人ひとりが広く恩恵を受けるものでございます。町が管理をする町有林のうち人工林の多くが成熟し、本格的な利用期を迎えておりますので、本年度は森林経営計画に基づき伐期を迎えている岩清水・古岸地区の皆伐17ヘクタールのほか、植林や下刈りなど森林資源の適切な管理を推進してまいります。また、新たな森林経営管理制度のもと、令和元年度から交付されている森林環境譲与税につきましても、私有林の間伐や林道維持費、治山施設維持費に充当

し、民有林の持続的発展に努めてまいります。

次に、水産業の振興についてです。水産業は気象や海水温の細かな変化が漁獲量に著しい影響を及ぼします。昨年9月に太平洋沿岸で発生した赤潮による影響及び本年度の発生が懸念されますが、沿岸漁業を主体とする当町にとりましては、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源回復や生産増大に向けた地道な取り組みが重要であり、漁業協同組合や関係団体との連携を図りながら、安定生産に向けた資源の育成・管理に努めてまいります。主力となりますタコ漁につきましては、継続事業として北海道が事業主体となり産卵礁を設置しておりますが、本年度は節婦沖10キロメートル地点の海域2.5ヘクタールに約250基が設置されます。希少資源であるマツカワの放流事業につきましては、えりも以西太平洋海域における広域的な取り組みであり、安定した資源の造成と魚価の向上、消費拡大に向けて取り組んでまいります。資源回復を図っているホッキ貝につきましては、赤潮による影響が懸念されるため、町単独事業として実施をしているホッキ最小成貝放流事業の放流量を本年度は倍増し、資源の回復・育成に努めるとともに、赤潮により被害を受けた漁場環境の回復のため、ウニ殻等の除去や岩盤清掃、漁場環境の把握等の活動に対する国費事業が予算化されましたので、当該事業の活用についてひだか漁協とともに北海道との協議を進めてまいります。懸念をされております担い手対策につきましては、新規参入を中心とした事業の制度化に向け準備を進めてまいります。

観光振興に目を向けますと、一昨年から国内にまん延した新型コロナウイルス感染症の対策として、主に人流の抑制と会食機会の制限が行われてきたことから、観光関連事業は軒並み影響を受け、多くの事業者が今もなお経営回復の途上にあります。そのような中、当町の観光施策の柱を担ってきた第三セクター株式会社新冠ヒルズについて、町はこれまでの検証と将来展望を深慮し、法人の進路として解散の方向性を示しました。株式会社新冠ヒルズも町の考えに同意し、解散に向けた取組みを現在進めています。新冠温泉レ・コードの湯は、本年4月1日から新たな運営体によって町民サービスの提供が行われることとなりますが、新たな運営体にはこれまで以上に町民に愛される温泉施設となるよう適切な運営を求めて行きます。また、町の財産である施設の維持管理については、適時適切な更新事業に努めて行く所存です。昨年3月から西泊津地内で営業を開始したホロシリ乗馬クラブは、クラブハウス、厩舎、外構等の整備を終えています。今後は研修棟などの整備を進め、乗馬少年団をはじめとする乗馬愛好家と多くの観光客に利用していただける施設を目指して整備を進めてまいります。令和7年度に予定されている新冠インターチェンジの開通に合わせた道の駅ゾーンリニューアルへの期待の高まりを感じています。町としても道の駅への立ち寄り客の増加が見込まれることを踏まえ、他公共施設との調整を図りながら継続して検討を進めてまいります。商工業の振興についてですが、小売店を中心とした商工業の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動です。そのためには携わる事業者の経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割が重要となります。このため、町は商工会が

行う経営改善事業や起業活動への取り組み事業を支援することで商工業振興を図ってまいります。

6つ目は、郷土を愛し生きる力を育む人づくりについてです。はじめに、教育行政につきましては、教育に関する総合的な施策である「新冠町教育大綱」に掲げる基本理念「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」の実現に向け、教育委員会と政策の方向性を共有する「総合教育会議」を開催しながら教育の推進を図ってまいります。また、当町の将来を見据え、昨年度「新冠町小学校統合計画」を策定し、令和6年4月1日に新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合する方針をお示ししておりますが、統合に向けて総合教育会議を適宜開催し、教育委員会と計画や内容を共有した上で、児童にとって望ましい教育環境の整備に努めてまいります。

次に、幼・小・中の教育の充実についてです。認定こども園ド・レ・ミにおいては、安全安心に配慮しながら教育・保育環境を整備し、幼小中の連携と接続を意識した園運営を支援するとともに、小中学校においては学習指導要領に対応した授業づくりを進めるために、ICT機器の活用や施設環境整備への支援に努めてまいります。また、引き続き町費負担教諭2名を小学校に配置し、学級数維持や授業改善への取り組みを進め、学校経営の充実を支援してまいります。

次に、生涯教育の充実についてです。町民の皆さんが心豊かに健康で充実した生活を過ごされるよう、「町民憲章」と心を大切に「レ・コード」の精神を意識しながら、さまざまな学習や体験の機会を提供してまいります。また、レ・コード館やスポーツセンターを中心とした社会教育施設を活用して展開されております、町民の自主的な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、引き続き安全で利用しやすい施設運営に努めてまいります。

最後に、自立したまちづくりについてです。まちづくりの推進には町民の皆さんと互いの立場を尊重し、信頼し、協働して行うことが大切です。そのためには、町民の皆さんの意見をお聴きし、政策・方針の立案に当たっての参考とさせていただく機会は大変なことであると考えています。町はこれまで町政懇談会の実施によってご意見をお聴きし、政策への反映と情報の公開を行ってきました。また、自治会単位の開催に捉われることなく、社会教育団体等との懇談会を実施することで広範な意見の聴き取りを行うという新たな取り組みも実施したところです。今後においても、さまざまな手法を取り入れながら町民の声に触れる機会の創出について取り組みを進めてまいります。社会全体を覆う人口減少・少子高齢化の進行は当町においても例外ではありません。町は、定住・移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口の確保につながる施策の展開を行っていますが、今後もより一層の推進を図ると同時に、築50年を超える国保診療所をはじめ、多くの公共施設が築後30年を経過しており、順次更新等が求められることに加え、人口減少に伴う地方交付税の減少など、今後さらに厳しい財政状況が予想される中、将来にわたって持続可能な町づくりを展開するためには、健全な財政の確立が何より重要であります。このため、財政推計をもとに財政運営の指針となる財政計画の策定とそれを

踏まえた行財政改革アクションプランの策定に取り組みます。これらの策定に当たりましては、議会はもとより、関係団体及び町民の皆さんのご意見等をいただきながら策定作業を進めさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年度の町政執行に臨むにあたっての私の所信と主な施策について述べさせていただきました。新型コロナウイルス感染症が、今なお当町にも大きな影響を与えている状況の中、人口減少・高齢化社会の到来、激甚化する自然災害、大きな社会情勢の変化など、乗り越えるべき多くの課題がありますが、「思いやりと笑顔あふれる新冠」の実現に向け邁進してまいる所存です。

最後になりましたが、議会議員の皆さんをはじめ、町民の皆さん、関係機関並びに関係諸団体の皆さんの特段のご理解とご支援を心からお願い申しあげまして、令和4年度の町政執行方針といたします。

○議長（荒木正光君） 町長の行政執行方針が終わりました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き、教育行政執行方針を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 令和4年第1回定例会の開会にあたり、令和4年度教育行政執行方針を申し上げます。

急激に変化する時代の中で、学校教育には一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるように育成することが求められています。加えて、昨年度も世界的な規模で新型コロナウイルスが蔓延し、当町の教育活動も大きな影響を受け感染症対策を講じ、工夫をしながら教育活動を実施してきたところでございます。このような激しい社会の変化や感染症対策を行いながらの教育活動の実施にあっても、未来を切り開く担い手となる子どもたちには、ふるさと新冠の歴史や文化を誇りとし、共に支え合い、たくましく、生き抜く力を身に付けることが必要であり、そのためには学校教育と社会教育が連携して子どもたちを育む仕組みが一層重要となります。教育委員会は引き続き、総合教育会議を通して町長と教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって課題解決に取り組むとともに、次代を担う子どもたちがたくしく生きぬく力を身に付け、町民の皆さんが心豊かに生きがいを感じられる暮らしができるよう生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいりたいと存じます。

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。まず、学校教育においては

新学習指導要領が本格実施となっており、さらなる教育課程の充実が求められております。育成すべき資質・能力を明確化し、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善を図りながら児童生徒に必要な思考力、判断力、表現力や学びに向かう力等を培ってまいります。また、一人一台端末を活用したICTの効果的な活用を図りながら「個別最適な学び」、「協働的な学び」の充実を図ってまいります。児童生徒に必要な資質・能力を育むためには学校だけではなく家庭、地域、行政の連携した取組が必要であり「学校は楽しい」、「家庭は温かい」、「地域は明るい」と実感できる環境づくりも意識してまいりたいと考えます。さらに、子どもたちが主体的に判断し行動し、解を見出していく「生きる力」の育成を重点化するために、引き続き小学校から中学校の連続した学びが確かなものとなるよう、それぞれの教育課程の連携、接続を意識した施策の推進に努めてまいりたいと存じます。また、昨年度、新冠町小学校統合計画を示し、令和6年4月1日には町内一つの小学校となるわけですが、子どもも保護者も不安なく安心して統合ができますよう統合準備委員会を立ち上げ、より一層理解を図っていくほか、小学校2校の合同学習や交流の充実も行ってまいります。

一方で、社会教育においては町民の皆さんが学びを行動につなげる活動を継続することは、「豊かな心を育む」、「活動の輪を広げ支え合う」、「地域の良さを知り郷土愛を育む」という観点からも重要なことであり、町づくりの大きな力となるとも考えます。このため、激しい社会の変化や新型コロナウイルス感染症禍にあっても、未来へ果敢に挑戦できる人材の育成を中心に町民の皆さんが心豊かで、健康に学びの活動を展開し、その活動が町づくりに活かされるものとなるように引き続き、「町民憲章」や「Reの精神」を意識した特徴ある事業展開に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について申し上げます。はじめに、「生きる力を育む学校教育の充実について」であります。学校教育においては、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要でありますので、本年度は「感染症対策の徹底による教育活動の推進」、「学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の推進」、「円滑な小学校統合に向けての計画的な推進」、「幼小中一貫教育の具体化方針と交流活動の推進」の研究4項目を重点として位置づけた上で、次の取り組みを推進してまいります。

1点目は、「確かな学力の向上」についてであります。小中学校では、児童生徒がさまざまな社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく「学び方」と「学びの質」を重視した授業づくりが必要です。このため、育てる資質能力を明確にした単元計画と指導課程の確立を進め、各学校における改善プランの実践と検証を通じ、授業改善を図ってまいります。また、外国語やALTを活用した授業などを通じ、小中の接続・一貫教育を意識した教育課程の推進に努めてまいります。さらに、ICT機器を効果的に活用し、「個別的な学び」と「協働的な学び」の充実を図るために児童生徒1人1台タブレット

端末を教具として主体的に活用できるよう授業での実践を進めるとともに、学びの保障を支えるためリモート学習等の整備と活用を進めてまいります。また、保護者と連携した家庭学習の習慣化をより一層推進し、望ましい学習環境と生活習慣の確立を進めてまいります。

2点目は、「豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。児童生徒の健やかな成長においては、自らを律し、共に支え合いながら、善悪を判断する力、命や自然を大切にする心、人を思いやる心と健康な体を育成することが大切です。そのため、「考え議論する道徳」の実践に向け指導方法の共通理解を図るなど、校内・校外研修を推進し、道徳教育の定着化と授業改善を図るほか、豊かな感性や情操を育む読書活動を推進してまいります。また、いじめ・不登校等をはじめとする生徒指導上の課題については、学校組織全体で迅速な対応にあたり定期的な情報交流により関係機関との連携体制を図り、的確な対応に努めてまいります。加えて、スマートフォン等の普及に伴う情報モラル教育については、保護者と課題の共有化を図りネットモラル指導の徹底に努めてまいります。さらに、体力の向上につきましては全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析をもとに、授業改善による活動の充実と1校1実践の継続的な取り組みを通じて運動習慣の確立に努めてまいります。また、健康安全教育の観点から新型コロナウイルス感染症による不安やストレスを抱える児童生徒に寄り添いながら正しい知識と対応の強化を図るとともに、食育指導や防災教育の充実に努めてまいります。

3点目は、「特色ある教育活動の推進」についてであります。学校での教育活動においては児童生徒の個性を活かすことはもちろん、地域への理解を深め自身と地域のかかわりや将来像について学び、考えることが、ふるさとへの誇りや愛情の醸成にもつながるものと考えます。特に、義務教育課程においては連携や交流、接続を意識した一貫性ある教育活動を進める必要がありますので、小学校間での合同学習などの横の連携と小中学校間の縦の接続を意識した教育活動に取り組むほか、総合的な学習の時間を活用したカリキュラムマネジメントの充実と探求学習の実践を進めてまいります。また、学校運営協議会の活動を通じ家庭や地域が学校運営の基本方針や活動計画を共有した上で、機能を活用し地域社会、地域資源を活用した新冠町ならではの特色ある教育活動を推進してまいります。さらに、学校の教育活動を中心とした主権者教育の観点から、中学生と町長との懇談会を継続開催し、町づくりへの参画意識やふるさと愛を育む取り組みを推進いたしますとともに、生きた教材である新聞の活用実践を図ってまいります。また、アイヌ文化やふるさと教育の充実に向けて郷土資料館と連携した実践活動を推進してまいります。

4点目は、「特別支援教育の充実について」であります。特別支援教育においては児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、将来を見据えた幼小中の切れ目のない支援を行うことが必要です。このため、個別の指導計画・教育支援計画など情報共有体制の円滑化を継続的に推進し、幼小中における効果的な支援を図ってまいります。また、普通学級における困り感を抱える子どもの増加傾向にかんがみ、関係機

関との情報共有による早期の教育相談と支援体制の充実による継続的な教育支援を推進するとともに、教職員の研修参加を奨励し専門知識の向上に努めてまいります。

5点目は、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。地域に開かれ信頼される学校づくりを実践するためには、地域から認められる教職員の資質・能力と組織力が必要となりますので、学校長の経営ビジョンと具体的な方針を明確化した上で、校内、校務組織の機能強化を図り教職員の経営参加意識の高揚に努めてまいります。加えて、学校運営協議会の活動を通じ家庭や地域が学校運営の基本方針や活動計画を共有した上で、積極的に教育活動に参画することで学校改善につながるよう、協働体制の確立を推進してまいります。また、近年、新任の教職員が増加しておりますので、人材育成の観点から新任者に対する指導主事の授業参観と指導助言活動を強化するとともに、研究指定校事業の活用や各種研修会の参加、公開研究会の積極的取り組みを促すことで教職員の資質向上を図ってまいります。さらに、小中一貫教育の推進においては教職員の研究活動とも連携し、積極的な校種間交流を図り、教育現場での実践活動を検証した上で、具体的な構想を進めてまいります。

6点目は、「教育環境の整備」についてであります。令和6年4月1日に新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合するため本年度から準備作業が始まりますが、円滑な統合に向け保護者・学校・教育委員会で組織する学校統合準備委員会を設置し、課題等を共有し理解改善を図ってまいります。また、それぞれの児童が新しい教育環境の中で、戸惑うことなく夢と希望を持って学校生活をおくることができるよう、朝日小学校と新冠小学校の小小連携をさらに進めてまいります。教職員の働き方改革につきましては、教職員が健康で生き生きとやりがいをもって職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため校務支援システムを導入し、校務事務の改善を図ってまいります。また、朝日小学校の複式教育の改善と新冠小学校の僅少差学級の改善への取り組みとして、これまでどおり町費負担教諭2名を配置し、町全体の教育体制の中で必要な対応を図ってまいります。さらに、新ひだか町の高等学校へバス通学する高校生の通学費用への支援を継続し、高等学校への修学機会の確保を図ってまいります。また、老朽化が進んでおります義務教育施設につきましては、「新冠町教育施設個別施設計画」を基本に今後は町の財政状況も考慮しながら、適切な施設整備を図ってまいります。

7点目は、「認定こども園の教育・保育の推進」についてであります。認定こども園の保育・教育活動は、生涯にわたる学びと人格形成の基礎となる力を育むものでありますので、「就学前までに、身について欲しい力」を明確化した実践が重要となります。このため、小学校への接続を意識した幼児教育活動の充実を図るとともに、地域や保護者との繋がりを意識した園運営を推進してまいります。また、保育教諭の専門性を高めるために計画的な園内・園外研修の実践と関係機関との連携を推進し、幼児の発達を見通した系統的な教育保育活動の「質」の向上に努めてまいります。さらに、安心・安全な教育保育を第一に適正な保育教諭の配置を図るとともに、教育環境整備の充実にも努めてまいります。子育て

支援事業につきましては、育児不安等の相談機能の充実による適切な支援が必要となりますことから、保健・福祉行政や学校、発達支援センターなど、関係機関と連携を推進してまいります。さらに、子育て支援センターを有するこども園の機能を広範囲に活用いただくため、児童館事業との職員交流を継続的に行うなど、専門知識の提供や事業連携を進め、教育・保育の推進と子どもの健全育成に寄与する活動を展開してまいります。

次に、「ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会」についてであります。社会教育事業においては、引き続き「町民憲章」と「Reの精神」を意識し、各事業に関連づけながら特徴ある事業を推進してまいります。新型コロナウイルスの状況に注視し、感染症対策を踏まえた上で、町民の学習機会の提供と自主活動を支援する次の施策を展開いたします。

1点目は、「レ・コード館を中心とした社会教育の推進」についてであります。町民の文化活動の拠点でありますレ・コード館を最大限に活用し、文化協会をはじめ各団体が主体的に行う文化芸術活動の支援に努めることで、地域全体の活性化につなげてまいります。「レ・コードと音楽のまち」の取り組みとして、楽器の体験や合唱等の音楽活動を奨励するとともに、優れた音楽文化に触れる機会であります「音楽体験・交流事業」を展開し、当町の特徴的な文化活動を推進してまいります。レ・コード館の機能と収集レコードの活用においては、町民の皆さんがレコード音楽に触れる機会が増えるようレコードコンサート事業の充実に努め、テーマを設定しレコードジャケットを展示する「魅せる」取り組みも継続してまいります。また、町外からの来館者を中心に町の取り組みとレコード文化を体感していただくレコードミュージアムにつきましては、創意工夫により内容の充実を図ってまいります。教育施設の現状把握と今後の整備方針を明確にするため策定いたしました「教育施設個別施設計画」に基づき、老朽化している社会教育施設の今後の運営方針について具体的に協議検討を進めます。小中学校の教育活動への係わりにつきましては、人材バンクや関係団体の活用を学校へ紹介し、学校と地域とのつなぎ役としての役割を果たし、学校統合へ向けては学校統合準備委員会の中で関係する社会教育事業の課題を整理、検討してまいります。新型コロナウイルスの感染拡大以降、町民が集い共に活動する社会教育事業においては、主催事業をはじめ関係する文化、スポーツ団体の活動も制限される厳しい状況が続いておりますが、感染状況に応じてICT機器を活用するなど、コロナ禍においてもその時々状況に対応した町民の学習機会を提供してまいりたいと考えております。

2点目は、「社会体育の充実」についてであります。スポーツに親しむことは体力の向上や身体的な健康づくりに留まらず、爽快感・達成感・他者との連帯感などの精神的な充足も図られ、心身両面にわたる健康の保持増進につながり、明るく豊かな生活をおくるうえで大きな役割がございます。町民の皆さんが「する」、「見る」、「支える」など、さまざまな形でスポーツに係わることができるようスポーツ協会と連携し、競技スポーツの推進と健康づくりを視点とした運動教室についても、保健福祉事業やスポーツ推進委員と連携し

ながら実施してまいります。子どもの体力向上に資する取り組みとして、スポーツ少年団本部との連携により各種教室を開催し、子ども達がさまざまなスポーツを体験する機会を設け、スポーツ少年団への加入にもつなげてまいります。

3点目は、「郷土資料館事業の充実」についてであります。郷土資料館が持つ「資料収集」、「整理保存」、「調査研究」、「教育普及」という4つの機能を活かし、町民に親しまれる館運営に引き続き努めてまいります。学校との関わりにつきましては、今年度も引き続き学芸員が講師となり授業協力や学校でのパネル展の開催、「新冠百話・絵本」を活用した学習会など、学校の教育活動と連携した「ふるさと教育」の推進に努めます。特に今年度は、判官館森林公園内に多機能型交流施設「ポロシリ生活館」が開設されますことから、これに合わせ「未来に繋がる新冠のアイヌ文化」を目指し、新冠町アイヌ協会や民族文化保存会の協力もいただきながら新施設を活用しアイヌ文化を学ぶ取り組みを実践してまいります。加えて、判官館に伝わるアイヌの伝説や遺跡、イチャルパなどの伝統儀式、森林公園内の四季折々の自然風景の映像記録の制作も一年間かけて行うこととしています。郷土資料館の役割は先人が遺した資料を収集・整理保存し、その郷土資料をもとに「ふるさと」の自然や歴史、文化を伝承していくことであり、今年度も継続し収蔵資料のデジタル化促進、資料の適正な管理に努めてまいります。また、これまでの調査研究活動、調査資料を町民の皆さんに伝えるために、郷土文化研究会や地域の方々のご協力もいただきながら、「ふるさとを思う「心」(CORD)を「再び」(Re)発見する～ふるさとが大切なことを知る」をテーマとした「ふるさと・再発見講座」を実施し、「ふるさと」に視点を置いた学習や体験講座の充実に努めてまいります。

4点目は、「図書プラザ事業の充実」についてであります。図書プラザは町民皆さんの学習活動と余暇活動を支える上で、大きな役割を担っておりますことから、常に利用者ニーズの把握に心がけ、適切な蔵書管理による資料提供やレファレンス・サービスの充実を図るほか、夜間開館やアニマル号の運行などにより利便性を重視した施設運営に引き続き努めてまいります。コロナ禍においても安心して図書プラザを利用できるよう、交付金を活用し、感染症対策に対応した非接触型の貸出機器を整備しましたことから、今後も多くの町民の利用を期待しているところです。秋の読書週間事業などの特別事業や企画展示の開催により町民の図書プラザの利用促進を図り、ブックスタート事業や読書記録手帳をはじめとする子どもの読書習慣定着に向けた取り組みについても継続してまいります。学校図書室への支援においては、学習に活用できる資料の提供や図書の貸出に加え、蔵書管理などの図書室運営全般において司書の専門性を活かした支援活動を展開してまいります。

5点目は、「青少年教育の充実」についてであります。青少年の豊かな心を育む「ふるさと教育」の一環として実施しております体験型事業の「自然産業体験教室」につきましては、町内の団体や事業者の協力を得ながら農業、漁業、酪農といった当町の基幹産業と自然を体感して学ぶ場として推進してまいります。新型コロナウイルスの感染拡大以降、中止の判断をさせていただいております「少年国内研修交流事業」につきましては、再開が

可能となった際には学習資源が豊富にあり、地域の方との交流活動により継続した関係性を築いております。沖縄県を引き続き研修地域としながら、事業の検証も行ってまいります。次に、放課後を中心とした児童の活動場所として開設しております「児童館クラブ」事業につきましては、遊びと体験、学習支援や学童保育の機能の充実を図りながら、より一層児童の安全に配慮した運営体制の構築に努めてまいります。また、町内のさまざまな業種の青年が集まり、自主的な活動で明るく住みよいまちづくりに貢献されております。青年団体は、各団体において会員数の減少などの諸問題を抱えているものの、コロナ禍においても創意工夫を重ね各種事業の展開に取り組んでいることは多くの町民から評価を得ているところであります。教育委員会としては、その事業活動の維持向上が次世代のまちづくりの担い手の育成と考え、積極的な支援を継続してまいります。

6点目は、「成人教育の充実」についてであります。町民の学習ニーズの把握に努め、「生涯学習講座」や「プラスワンセミナー」などの機会を通じ、町民が生活に潤いと充実を感じられるよう、趣味と教養を高めるための多様な学習機会を提供してまいります。また、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるなど、教育の原点とされております家庭教育に関しては、学校やPTAとの連携を図りながら研修活動への支援を中心に地域と家庭の教育力の向上に努めます。高齢者がさまざまな活動を通して教養を高め喜びと生きがいを感じ、充実した生活をおくることを目的に開催しておりますいきいき大学につきましては、引き続き学習会、見学会など趣向を凝らした事業の展開に心がけるとともに、「健康」でいることの大切さを再認識し、保健福祉課の介護予防教室との連携や健康体操などの事業も取り入れることにより、効果的で参加しやすい事業展開に努めてまいります。また、町内の全ての成人女性が会員である考えのもとで事業を展開しております女性コミュニティ会議に対しましては、運営に対する支援を継続しながら余暇活動の充実や懇親事業中心の事業展開から、女性の視点でまちづくりに参画する取り組みへも視野を広げた中でその活動を促進してまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行方針について申し上げます。私たちをとりまく環境は変化の激しい先を見通せない状況に加え、新型コロナウイルス感染症禍において教育活動への影響は避けられない状況ではありますが、私たち教育行政はその活動の歩みを止めるわけにはいきません。「教育は、人づくり。人づくりは、町づくりの基本である。」との認識のもと、冒頭で申し上げますように大変な時期だからこそ、飛躍のために大きく変われるチャンスでもあることを念頭に、常にその活動の不易と流行を見極め、将来に向け持続可能な教育環境を展望してまいりたいと存じます。

教育委員会は、未来を担う子どもたちがしっかりと前を向いてたくましく歩み進めるようその成長を支えるとともに、町民の皆さんが生涯にわたって豊かな学びと活動を展開できますよう、本年度も職員一丸となって積極的な実践活動に取り組んでまいりますので、町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

- 議長（荒木正光君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。
昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分
再開 午前 12時56分

- 議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第16号

- 議長（荒木正光君） 日程第3、議案第16号 令和4年度新冠町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

（提案理由の説明省略）

- 議長（荒木正光君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分
再開 午後 2時14分

- 議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き議案第16号の説明を続けます。

佐藤総務課長。

（提案理由の説明省略）

- 議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分
再開 午後 3時18分

- 議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第17号及び日程第5 議案第18号

- 議長（荒木正光君） 日程第4、議案第17号 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計予算、日程第5、議案第18号 令和4年度新冠町下水道事業特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6 議案第19号及び日程第7 議案20号

○議長（荒木正光君） 日程第6、議案第19号 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算、日程第7、議案第20号 令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹背保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第21号

○議長（荒木正光君） 日程第8、議案第21号 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第9 議案第22号

○議長（荒木正光君） 日程第9、議案第22号 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号

○議長（荒木正光君） 日程第10、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第16号から第22号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する令和4年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第16号から第22号までを付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号から第 22 号までの 7 件は、ただいま設置されました令和 4 年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました令和 4 年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 4 時 3 2 分 散会)

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員